

第5章

パプアニューギニアの慣習法の適用の法的枠組みについて

今泉慎也

概要

非西欧途地域の法制度は、植民地化または近代化過程において受容された西欧近代法の影響を強く受けており、それが現代の法制度の基本構造を形作っている。西欧法を受容する前に存在した法を近代法と区別して、伝統法（固有法）と呼ばれる。伝統法には慣習法、宗教法、伝統国家の法令などが含まれている。こうした伝統法は近代法の導入によって必ずしも廃れてしまうものではない。現代の法制度の基層にあって伝統法が影響を与えているほか、実定法上の根拠を与えられることで公式の制度として現代の法制度においても新たな生命を得ているものが少なくないのである。それでは太平洋島嶼国において伝統法・固有法は現代においてどのような機能を果たしているのであろうか。本稿ではパプアニューギニア（PNG）における固有法の現代的な機能について予備的な検討を行う。PNGの1975年憲法は法制度の現地化を打ち出し、コモンロー、独立前の立法および慣習を構成要素とする新たな「基層法」の発展を掲げる。先行研究は、基層法の発展が想定された通りには進展していないとし、その原因としてコモンローの法学教育を受けた法律家・裁判官がコモンローに従った解決を愛好すること、慣習法の認定の困難さ、さらには憲法や立法の規定の曖昧さなどを指摘する。

キーワード：

パプアニューギニア、固有法、慣習、憲法、基層法

はじめに

非西欧途地域の法制度は、植民地化または近代化過程において受容された西欧近代法の影響を強く受けており、それが現代の法制度の基本構造を形作っている。西欧法を受容する前に存在した法を近代法と区別して、伝統法・固有法と呼ばれる。伝統法・固有法の内容は多様であり、慣習法、宗教法、伝統国家の法令などが含まれている（安田 2000）。こうした固有法は近代法の導入によって必ずしも廃れてしまうものではない。現代の法制度

の基層にあって伝統法が影響を与えているほか、実定法上の根拠を与えられることで公式の制度として現代の法制度においても新たな生命を得ているものが少なくないのである。たとえば、筆者がフィールドとする東南アジアでは通常の裁判制度とは別にムスリムである国民のためにシャリーア裁判所を設けている国が多いほか、マレーシアの Native Court のように慣習法の適用を認めるための公式の紛争処理制度を設けている例がある。他方、はたして太平洋島嶼国においては伝統法・固有法は現代においてどのような機能を果たしているのだろうか。本稿ではパプアニューギニア (Independent State of Papua New Guinea: PNG) をとりあげ、その法的枠組みについて整理する。

1975年に独立した PNG はイギリスおよびオーストラリアによる植民地統治の下でコモンローを受容し、現在の法制度の基本構造はコモンローの伝統を受け継いでいる。1975年憲法の起草者は植民地主義からの脱却と PNG の固有の法を作り上げることを目標として掲げ、憲法 20 条はその中核となる概念としてコモンロー、慣習、独立前の制定法で構成される基層法 (Underlying Law) その中核的な概念として定めた。その具体化については憲法第二付属表にルールや原則が定められた。憲法 21 条は、憲法 20 条 (基層法) と第二付属表の目的は PNG の変わりゆく状況に適合したわれらの「固有法学」 (indigenous jurisprudence) の発展を支援することにあると宣言し、さらに、その実現を司法と議会に託したのであった。

しかしながら、その構想が実現しているとは言い難い点では多くの論者が一致している。Weisbrot (1988) は、必要な法的変化をもたらすことに失敗した理由として、(1) いったん独立が達成されると、反植民地主義論争の熱意は新たな政治闘争と現実に道を譲ったこと、(2) 経済開発への関心の高さと比べて法改革は重視されてこなかったこと、(3) 法的発展や基層法について憲法規定に抵触、混同、技術的失敗があること、(4) 固有法学の発展を任務とする機関 (国民議会、司法等) が精力的にその責務を果たさなかったこと、(5) メラネシア法学の探求において法的専門職が実質的に何ら役割を果たさなかったこと、を掲げる (Weisbrot 1988: 2-3)。このうち(4)がもっとも重要であり、たとえば、独立後まもなく法改革委員会がまとめた「基層法」に関する法律案が立法化されるのは 2000 年のことであった。また、司法は固有法学の推進者となることには消極的であり、むしろ植民地期の裁判所の後継者として、西欧法優位の永続化を促したとする (Weisbrot 1988: 3)。イギリスおよびオーストラリアの法学教育を受けた法律家・裁判官は慣習法の適用よりもコモンローの原則／ルールにしたがって問題解決が図る傾向にあり、固有法の形成は進まなかったとする論者は多い (Ottley 2002; Weisbrot 1988)。その一方で、裁判官のコモンロー重視の傾向に批判的な論者も含めて、憲法や ULA の規定の曖昧さや矛盾など立法上の不備の存在は指摘されている。

ようやく 2000 年になって憲法規定をより具体化する「2000 年基層法法」 (Underlying Law Act, 2000: 以下、ULA) の制定が実現した。この法律はそれまで基層法のなかで慣習

法とコモンローとの優劣関係が曖昧であったことに鑑みて、慣習法により一層重視することを明確にするものであった。しかしながら、慣習法を適用する上での従来からの問題点を一挙に解決するものではなく、なお多くの問題を残していることが指摘されている (Ottley 2002; Jessep 2012)。

PNG の特徴は最高裁判所を含む司法裁判所における慣習法の適用の余地を広く認めることである。上述のように、職業裁判官は慣習法の認定やその適用に慎重な姿勢を示している。これと対照的なものとして、伝統的な紛争処理を受け継ぐ村落裁判所 (Village Court) がある。村落裁判所は非法律家の「裁判官」がもっぱら慣習法を適用するもので、実際に慣習にもとづく判断を示している (Ottley 2002)。慣習法にもとづく拘束を司法裁判所が取り消すなど慣習法の適用によって生じる問題や村落裁判所と司法裁判所との間の緊張関係がある。他方、慣習地の問題は PNG が抱える大きな課題であるが、境界問題など土地を巡る紛争を解決するための調停制度と組み合わせる形で土地裁判所が設けられている。

本稿では、PNG における慣習法における憲法および関連法の規定を検討する。村落裁判所、土地裁判所については別の機会に検討する。

1. 1975 年憲法

(1) 基層法とは何か？

PNG の現行憲法は 1975 年の独立時に制定された「1975 年パプアニューギニア独立国憲法」(The Constitution of the Independent State of Papua New Guinea, 1975) (最終改正 2002 年) である。第 9 条 (法律) は、PNG の法律を構成するものとして、(a)憲法、(b)組織法 (Organic Laws)、(c)議会制定法 (Acts of the Parliament)、(d)緊急規則 (Emergency Regulations)、(da)州法、(e)憲法または法律によって制定または受容された法律 (下位立法を含む)、そして (f)基層法 (underlying law) を定める。この基層法とはいったい何だろうか。

まず「基層法および独立前の制定法」と題された第 20 条は、(1) 議会制定法は、(a) PNG の基層法を宣言し、および (b) 基層法の発展を定めなければならない、と定め、議会に基層法の発展の義務を課す。また、議会が別段の定めをするまで、(a) 基層法および (b) 基層法の発展の方法は付表 2 「一定の法律の受容等」 (Adoption, Etc., of Certain Laws) の定めによる、とする (20 条(2))。なお、付表 2 は独立前の立法で受容されるものも列挙する (第 20 条(3))。

つづく第 21 条は付表 2 および上記第 20 条の規定にもとづき制定される議会制定法の目的が「パプアニューギニアの変化する状況に対応したわれわれの固有法学の発展を支援することにある」と宣言する (第 21 条(1))。この目的のため、法改革委員会 (Law Reform Commission) の設置と法改革委員会および国家司法制度 (National Judicial System)、

とくに最高裁判所および国家裁判所に所定の特別の責務が課される（第 21 条(2)）。

（2）憲法付属表 2

次に基層法については詳細な規定をおく憲法付属表 2 をみてみよう。付表 2 は、第 1 部「慣習」（custom）、第 2 部「コモンロー等の受容」、第 3 部「パプアニューギニアのための基層法の発展」、第 4 部「一定の制定法の受容」、第 5 部「司法先例」（Judicial Precedent）、第 6 部「法改革委員会」の 6 つの部から構成される。以下にみるように基層法の主要な構成要素は慣習とコモンローであり、その両者の関係が PNG における慣習法適用の重要な基本構造となっている。まず慣習からみていこう。

①慣習

慣習は「基層法の一部として、慣習法は受容され、および適用かつ執行されなければならない」（表 2.1.1.）と定める。憲法もしくは制定法に適合せず、または人間性の一般原則に反する（repugnant to the general principle of humanity）慣習は、その限りにおいて、適用しない（同(2)）。

②議会制定法

慣習の適用に関して制定されるべき議会制定法の内容についても定められている。かかる議会制定法においては、(a)何らかの目的のための慣習の立証および主張（proof and pleading）を定めること、(b)慣習が承認され、適用されまたは執行され得る方法または目的を規制すること、(c)慣習の抵触解決を定めることができる（同(3)）。

独立前のイギリスのコモンローおよび衡平法の原則およびルールも受容されるが、憲法または制定法に反するもの、時々国の状況に適用不可能か不適切であるもの、ならびに特定の事案に適用する場合において受容された慣習に反するものは除かれており（付表 2.2.2.）、コモンローとの関係において慣習が優位する場合があることが想定されている。

③司法と基層法

基層法の発展における司法の役割は重要な構成要素である。

付表 2 は、必要な整合性に十分に当然払うべき注意をもって、時々国の状況に適した方法で基層法が一貫した体系として発展することを確保することが国家司法制度、とくに最高裁判所および国家裁判所の義務であるとする（司法行為によって行うことが不適切である場合を除く）、と定める（付属表 2Sch. 2.3.4.）。また、裁判官が望ましいと認めるときは、適正と認める改善についての勧告とともに、報告書のなかで基層法の現状、適切性および発展についてのコメントすることができる（付表 2.3.5.）。

④法改革委員会

法改革委員会は憲法付属表 2.6.13.によって設置される。憲法は、委員は市民でなければならないとする (2.6.13.(2)) のみで、その構成については法律にゆだねられている。憲法は法改革委員会の特別の責務として、基層法の発展および国の状況への適応、ならびに時々国の状況への基層法のルールおよび原則の適切性について、調査を行い、議会および国家執行府に報告することが定められている (付表 2.6.14.)。

(3) 慣習の定義

ここで慣習の定義をみてみよう。慣習の定義は付表 1「憲法的法律の短縮および解釈のためのルール」のなかにおかれる。それによれば、慣習とは「事案が生じた時および関係する場所において当該事案に関係して存在する国の固有の住民の慣習および慣用を意味し、超記憶的過去 (from time immemorial) から存在する慣習または慣用であるかを問わない」とされる (憲法付属 1.2.2)。

Zorn & Care (2001)はこの慣習の定義が、それまでの慣行や植民地裁判所の価値観から大きく変化するものであるという。というのも、植民地期の裁判所は、イギリスにおいては地域の慣習が執行され得るためには記憶的過去から存在しなければならないとされていて、植民地期の裁判所もそれに従っていたからである。

裁判所は「慣習をそれ自体が生きた法システムであると見ていなかった。裁判所は、コモンローよりも劣る何かとみていた。裁判所にとって、導入された法システムの厳格性に従って行動するほどにまだ社会化されていない未開の人々の不運な慣行にすぎなかった。植民地裁判所は人々が国家法を知りかつ理解するほど十分に洗練されるまでの間に限って慣習法を適用しなければならないのであって、慣習はそのときには廃れてしまうと信じていた。植民地裁判所が来ると確信した時までは、裁判所は、裁判所の眼からみればまだ人々がとらわれている古代の慣習を適用し続けなければならないであろうが、導入された法システムの一部をではない新たな慣習は疑いなく適用しようとしなかった。

憲法の定義は慣習の新たな定義を主張する。裁判所にその時点の慣習の適用を要求することによって、憲法は慣習が変化することを承認している。さらに、慣習は太平洋諸島民がより洗練されることによってそこから脱する何かではないことを憲法は承認するのである」(Zorn & Care 2002: 77)。

2. 1963 年慣習承認法

後述するように基層法の内容を具体化するための立法は憲法制定から間もない時期に行われていたにもかかわらず、それが具体化するのは 2000 年のことである (後述、2000 年

基層法 (ULA)。

それまで慣習法の適用は「1963年慣習承認法」(Custom Recognition Act, 1963)によって規律されていた。

慣習承認法は7カ条からなる短い法律である。慣習の証明について第2条「慣習の立証」(Proof of Custom)が総論的な規定となっている。事案に係る慣習の存在および性質、ならびに特定の状況におけるその適用または関連性の問題は、事実問題として確定される(2条(1))。この問題を検討する際には、裁判所は厳格な法的手続を遵守しまたは証拠の技術的ルールを適用することを義務づけられない(2条(2)(a))。また、裁判所は利用可能な関連する証拠(証拠および意見表明を含む)を受審し、かつ検討しなければならず、また、そうでない場合には自らが適切と認める情報を得なければならない(inform itself at it thinks proper)(2条(2)(b))。この問題について決定するため、裁判所は、(a)本、概説書、報告書または他の参考著作、または地方レベル政府評議会またはその委員会による陳述(公表されているか否かを問わない)を参照し、(b)かかる著作に記述されている事案または事物をこの問題についての証拠として受け入れ、ならびに(c)その動議によって、自らが適切と認める証拠を要求(call)し、または適切と認める者の意見を要求することができる。本節の規定は裁判所が証拠を取得しおよび当該問題につき自ら確認する裁判所の裁量を制限するものではないとされる(第2条(3))。上訴事件において上訴を受審した裁判所は上訴で提起された慣習法の問題を新たに(de novo)検討することができる(第2条(4))。

慣習はすべての裁判所において承認しかつ執行されるものとし、ならびに主張され得る。ただし、次に掲げる特定の事件または特定の事情がある場合を除く。(a)その承認または執行が、裁判所の意見では、不正義を生じるか、または公益ではないこと。(b)16歳未満の子の福祉に影響する事件において、その承認または執行が、裁判所の意見では、その子の最善の利益とならない場合(第3条(1))。

刑事事件、民事事件それぞれについてさらなる条件を定めている。まず、刑事事件について、慣習は次に掲げる目的のためだけに考慮され得る(第4条)。(a)人の心理状態の存在または不存在の認定、(b)ある者による行為、不履行または懈怠の合理性または非合理性の決定、(c)抗弁の合理性または非合理性の決定、(d)他の法律に従い、有罪当事者の有罪認定(conviction)を進めるか否かの決定、(e)有罪当事者に科される刑罰(もしあれば)の決定、または、慣習を考慮しないことによってある者に不正義が生じ得るまたは生じていると裁判所がみなす場合。他方、刑事事件以外の事件については、次に掲げる事項に関係してのみ慣習は考慮され得る。(a)慣習地、または慣習地における、慣習地上のもしくは関連する権利の慣習による所有(または慣習地における物、生産物。狩猟または採集の諸権利を含む)、(b)海、環礁、海床、河川、湖上の権利の慣習による所有(漁業権を含む)、(c)水または水についての権利の慣習による所有、(d)慣習地または慣習地に関わる権利の分割(人の死亡もしくは出生、または一定の事象の発生)、(e)動物による進入、(f)婚姻、離婚、

子の親権、慣習による婚姻から、もしくは、(g)全部または一部を法律ではなく慣習によって規律されるべきと当事者が意図し、または正義が要する取引、(h)人の行為、不履行または懈怠の合理性または非合理性、または(i)人の心理状態の存在。また、子どもの後見および親権に関係する問題を決定する上では慣習が考慮されなければならない(第6条)。

(a)裁判所に係属する事案において 2 またはそれ以上の慣習の体系のいずれかを優位するか問題が生じ、かつ(b)裁判所が当該問題について出された証拠に満足しない場合には、裁判所はすべての事情を考慮するものとし、および当該事件の正義が要求することを裁判所が満足する体系を採用することができる(7条)。裁判所がいずれの体系を適用するか満足しない場合、裁判所は基層法の通常のルールをできる限り必要な修正を施して適用することができる(7条(2))。さらに、かかる諸原則は特定の事件において当該事件の正義が要求する程度において裁判所によって多様化し、または逸脱することができる(7条(3))。

3. 2000年基層法

(1) 制定の背景

2002年4月、議会は憲法20条の規定を具体化する「2000年基層法」(Underlying Law Act, 2000. 以下、ULAと略す)を制定した。この法律の草案は独立後間もない1970年代にまとめられていたがようやく実現したものである¹。

Zorn & Care (2002)によれば、同法の制定の目的は大きく二つある。第一は、裁判所にいかにして基層法を創出するかを示すこと、第二にいったんその発展が始まったとき、裁判所がいかにしてそれを維持しおよび育むかを裁判所に示すことである(Zorn & Care 2002: 67)。

(2) 法律の概要

ULAは新たに「慣習法」(customary law)という概念を設けており、「慣習」とのみ定める憲法に比して、より具体的な規定ぶりとなっている。この法律において、慣習法とは、「国の先住民の慣習および慣用で問題となっている事案が発生したときおよび場所において存在しているものをいい、当該慣習または慣用が超記憶的過去から存在していることを問わない」(1条)と定義される。

同法によれば、(a)慣習法(customary law)、(b)1975年9月16日より前にイングランド

¹ Zorn and Care (2002)によれば、起草作業は1975年の独立後すぐに法改革委員会によって開始され、法と開発研究において著名なYash Ghai教授に諮問してまとめられた1976年のWorking Paperにおいて最初の草案が示された。その後、同草案に対する意見をふまえて1977年に報告諸がまとめられ、そこで草案が発表された。同法案は1980年代に議会に提出されたことはあったものの立法化されず、ようやく2000年に可決された。現在の法律は1976年の最初の草案が基礎になっている(Zorn and Care 2002:

で効力を有するコモンローが基層法の法源とされる（3条(1)）。慣習法とコモンローの原則およびルールは資格(qualification)とこの法律で定める条件に服する（3条(2)(3)）。

慣習法とコモンローは基層法の一部として受容されかつ適用される（4条(1)）。慣習法の適用は以下に掲げる場合を除く。(a)成文法と適合しない場合、(b)その適用と執行が憲法によって確立された国家目標および指令原則（National Goals and Directive Principles）と基礎的社会義務(Basic Social Obligations)に反する場合、または(c)その適用と執行が憲法が保証する基礎的権利（basic rights）に反すると思われる場合。また、コモンローは慣習法に適合しない場合は適用できない（4条(3)(c)）。慣習法の適用がコモンローに優位すると定められている点は注意が必要である。

慣習法の原則またはルールの適用を拒否する裁判所は、その理由を示さなければならない(4条(a))。

適用関係については、(a)成文法、(b)基層法、(c)慣習法、(d)コモンローの順序で適用すると定める(6条)。慣習法が基層法の法源としつつ、別の項目となっていることで関係が不明確であるが、慣習法のうち確立したものが基層法とされており、基層法ではない慣習法があることが前提とされているということのようである。

裁判所は成文法が手続の主題に適用しない場合、基層法を適用する(7条(1))。

裁判所は基層法が手続の主題に適用しない場合、裁判所は慣習法を適用する(7条(2))。ただし、(a)当該手続の主題に当事者が慣習法が適用されるべきでないことを意図していることを裁判所が確認する場合、または(b)当該手続の主題が慣習法に知られず、およびまたはそれ以上の当事者に対して不正義が生ずることなく慣習法のルールの類推によって解決することができない場合を除く(第7条)。手続の主題の当事者が不正な理由から慣習法の結果を回避することを意図している場合、裁判所は慣習法を適用することができる(7条(6))。

もう一つの特色は、司法に法を補充する広い裁量を認めている点である。同法の第4部「基層法の発展」ではいくつかの規定が盛り込まれている。

最高裁判所または国家裁判所は、いずれかの手続において、基層法のルールが国の状況にもはや適切ではないと認めるときは、(a)国家目標・指令原則、基本的社会義務、(b)基本的権利、(c)関連する成文法および慣習法からの類推、(d)手続の主題に関連する外国の法律を考慮して、基層法の一部として国の状況に適切な新たなルールを策定することができる(9条)。基層法にもとづく救済(remedy)が求められている場合、裁判所は基層法の淵源、または基層法の形成ルールに従った何らかの救済を与えることができる(10条)。当事者は裁判所が慣習法、コモンローまたは基層法のいずれを適用するか決定するのを助けるため、証拠または情報を提出しなければならない(11条)。

成文法の解釈において、その解釈によって影響を受ける人々によって認められる関連する慣習的な慣行、慣用または認識(perception)に効果を与えるようにしなければならない

(第 23 条)。

(2) 2000 年基層法制定の背景

上述のようにイギリス、オーストラリアから受容したコモンローについての選好する法律家・裁判官と固有の法学の必要性を説く勢力との二つの考え方があり、憲法においてプログラム化されているにもかかわらず、慣習よりもコモンローによる解決を選好する法律家・裁判官のため進まなかった。そのような状況において固有法派を後押ししたのが 2000 年法であった。それでは 2000 年法はどのようにして制定されたのであろうか。基層法制定の背景については、Zorn and Care (2002)において検討されている。

憲法第二付属表の具体化については、1975 年の独立後、直ちに設置された法改革委員会 (Law Reform Commission) によって開始された。法と開発の分野で著名な Yash Ghai 教授をコンサルタントに任命した (Zorn & Care: 2002: 65)。1976 年には Working Paper と法律の最初の草案がまとめられた。草案に対する意見をもとに翌 1977 年には報告書と改訂された草案を発表した。しかしながら、法案は議会で審議されることなくそのまま放置された。

(3) 慣習法をどのように認定するのか。

ULA のもっとも画期的な点は、慣習法規則の存在または内容は法律問題であり、それまでのような事実問題ではないとした点である (16 条(1))。この規定の意義について、Zorn & Care (2001)は、第一に司法が知るべき事項 (judicial notice)、つまり司法が証拠によらず認定することのできるものとして慣習法を宣言することを認めたこと、第二に法律問題とすることでコモンローより劣位にあるという地位を引き上げ、裁判所による慣習法の承認と適用がより一層行われるようにしようとしたと説明する (Zorn & Care 2001: 77-78; Ottley 2002)。

裁判所はどのようにして慣習法を認定するのであろうか。裁判所は、手続に関連する慣習法に関係して、当事者によってまたは当事者のために提出された申立てを検討しなければならない (16 条(2)(a))。また、(i)当該手続に関連する慣習法を参照する判例、本、概説書、報告書および他の著作の参照、(ii)地方、州その他の当局が、それらに授権する法にしたがって行う慣習法の陳述および宣言の参照、(iii)当該手続に関連する慣習法の知識を有するものとして裁判所が認める者によって提出された証拠および情報の検討、(iv)裁判所自身の motion による証拠および情報、適切と認める者の意見の取得(16 条(b))。

手続に慣習法が適用されるか否かが争点となっている手続に出廷する弁護士は、(a)慣習法の関連規則の性質や(b)当該手続へ適用するか否かを裁判所が決定する上で、証拠を求

め、情報および意見を取得することによって裁判所を支援する義務を負う(15条)。

ULA の特質すべき点は、異なる慣習法レジームがある場合にいずれの慣習法を適用するかについてはルールを定めたことによる(第17条)。ULA の制定以前において、当事者が慣習を異にするコミュニティから来る場合においては慣習法の適用を拒否することが裁判所の慣行であった(Zorn & Care 2001: 79)。具体的には次に掲げるルールによる。ULA17条によれば、当事者が同じコミュニティに属する場合は、当該コミュニティの慣習法が適用される(第17条(1)(a))。当事者が異なる慣習法ルールのコミュニティに属する場合、当事者が当該主題を規律すると意図した慣習法による(同(1)(b)(i))。かかる意図が発見できないときは、裁判所の意見において当該主題にもっとも適切な慣習法を適用する(同(ii))。

相続と土地については特則が設けられている。相続については被相続人が属するコミュニティの慣習法によるものとし、また、土地についてはその所在地の慣習法によるとする(第17条(c))。他のすべての場合には、裁判所は事件にもっとも適切とみなす慣習法を適用する(第17条(d))。裁判所は適用される慣習法を決定する場合には、(a)取引、行為または出来事の場所および性質、ならびに(b)当事者の居住(residence)の性質を考慮する(相続、土地の場合を除く)(第17条(2))。

司法は法の現地化(indigenization)に消極的である(Grote 2009: 8)。

結びに代えて

以上、本稿では慣習法適用に関係する憲法および関連立法について概観した。慣習法の適用は国家裁判所および最高裁判所における適用の問題である。その一方で、慣習法をもっぱら適用する紛争処理機関として、村落裁判所および土地裁判所が設置されている。慣習法の意義はこれら3つの領域を比較することによってより鮮明にしていきたい。

参考文献

[日本語]

塩田光喜編(1997)『海洋島嶼国家の原像と変貌』アジア経済研究所。

塩田光喜・熊谷圭知編(1994)『マタンギ・パシフィカ：太平洋島嶼諸国の政治・社会変動』(アジア経済研究所)。

成田弘成(1992)「パプア・ニューギニアの紛争処理法」(湯浅道男・小池正行・大塚滋編『法人類学の地平』成文堂、143-150ページ)。

馬場淳(2009)「植民地主義の逆説、女たちの逆襲：パプアニューギニアにおける扶養の紛争処理とジェンダーの政治学」(『アジア経済』50巻8号、2-28ページ)。

安田信之(2000)『東南アジア法』日本評論社。

[英語]

Cooter, Robert (1991), "Investing Market Property: The Land Courts of Papua New Guinea," *Law & Society Review*, 25(4): 759-801.

Ghai, Yash (1990), "Constitutional Reviews in Papua New Guinea and Solomon Islands," *Contemporary Pacific*, Pacific 2 (2): 313-33. URI: <http://hdl.handle.net/10125/8455>

Grote, Rainer (2009) "Introductory Note: The Independence State of Papua New Guinea Commentary," *Constitution of the Countries of the World* (Oxford University Press)

Jessep, Owen, and John Luluaki (1994), *Principles of Family Law in Papua New Guinea* 2nd Edition, University of Papua New Guinea Press.

_____ (1998), "The Elusive Role of Custom in the Underlying Law of Papua New Guinea," *Melanesian Law Journal*, 26:

_____ (2012?), "The Underlying Law of Papua New Guinea," *Underlying Law Journal*, 2012

Law Reform Commission (2013), *Review of Environmental and Mining Laws Relating to Management and Disposal of Tailings*, Issues Paper No. 6.

Ottley, Bruce L. (2002), "Reconciling Modernity & Tradition: PNG's *Underlying Law Act*," *Reform*, 80: 22-25; 70-71.

Mitchell, Barbara, and Duncan Colquhoun-Kerr (1984), *Constitutional Law, Cases and Materials*, Rev. ed. University of Papua New Guinea. 3 vols.

Weisbrot, David (1988), "Papua New Guinea's Indigenous Jurisprudence and the Legacy of Colonialism," *University of Hawaii Law Review*, 10(1): 1-45.

Zorn, Jaen G. (1990), "Customary Law in the Papua New Guinea Village Courts," *Contemporary Pacific*, 2 (2): 279-311. <URI: <http://hdl.handle.net/10125/8454> >

Zorn, Jean G., and Jennifer Corrin Care (2002), "Everything Old is New Again: The Underlying Law Act of Papua New Guinea," *LAWASIA Journal*, 2002: 61-97.

Cases and materials on the judicial method in Papua New Guinea : parts 1, 2 and 4 compiled by Brian Brunton and Derek Roebuck. -- University of Papua New Guinea, 1984. <TY00265369>

Website

Judiciary <http://www.pngjudiciary.gov.pg/>

PacLII Databases <http://www.pacii.org/databases.html#PG>

[法令]

Custom Recognition Act, 1963 http://www.pacii.org/pg/legis/consol_act/cra1963242/

Underlying Law Act, 2000 http://www.pacii.org/pg/legis/consol_act/ula2000173